

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 28 日現在

機関番号：31310
 研究種目：基盤研究(C) (一般)
 研究期間：2013～2015
 課題番号：25360020
 研究課題名(和文) 多文化社会ケベックのインターカルチュラリズム

研究課題名(英文) Interculturalism in Multicultural Quebec

研究代表者

飯笹 佐代子 (IIZASA, SAYOKO)

東北文化学園大学・総合政策学部・教授

研究者番号：30534408

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：多文化社会ケベックにおけるインターカルチュラリズムに関わる近年の動向を、『ブシャール=テイラー報告』(2008年)を主な手がかりとしつつ、政策(特に、2013年の「ケベック価値憲章」案)、教育(2008年導入の「倫理・宗教文化」教育)の試み)、文化間交流やマイノリティの社会包摂を推進する草の根組織等の活動などに着目しながら明らかにした。それを通じて、インターカルチュラリズムの理念、実践面における課題と可能性について考察した。

研究成果の概要(英文)：I examined the emerging trends of interculturalism in multi-ethnic/religious Quebec society with reference to the Bouchard-Taylor Report (2008). My research focused mainly on governmental policy (in particular, the proposal of the 'Charter of Quebec Values' in 2013), education (the 'Ethics and Religious Culture' program which started in 2008) and various activities by grass-root organisations which aim to promote harmonious intercultural relations and social inclusion of minorities. Based on these research initiatives, I considered new perspectives on the idea and practices of interculturalism, both in and beyond the Quebec context.

研究分野：地域研究

キーワード：ケベック インターカルチュラリズム 『ブシャール=テイラー報告』 妥当なる調整(アコモデーション) ケベック価値憲章 宗教文化教育 モントリオール 多文化

1. 研究開始当初の背景

多文化主義 (multiculturalism) ないしは多文化の共存をめぐる課題が、社会科学の主要テーマとして世界的に注目を集めて久しい。近年の特徴は、多文化主義への批判が高まるなか、それに替わり得る理念として、文化間の対話と交流をより重視するインターカルチュラリズムという考え方が注目を集めるようになってきたことである。

カナダのケベック州では、カナダ連邦政府が掲げる多文化主義への対抗理念として、「インターカルチュラリズム (interculturalisme)」という語が使われてきた。厳密には州の政策理念や法律として公式な位置づけを持つものではないが、その名のもとで独自の多文化政策が模索されてきた。こうしたケベックの取り組みが海外から注目をされるようになった契機として、ケベック州政府の「文化的差異に係る調整の実践に関する諮問委員会」が 2008 年に公表した報告書『未来の構築 - 和解のとき (Fonder l'avenir: Le temps de la conciliation)』の存在は大きい。

これは、2000 年代半ばに、マイノリティ住民の宗教的・文化的な要求に対する「妥当なる調整 (accommodements raisonnables)」の是非をめぐる白熱した社会的論争が起こり、それを受けて実施された一連の調査活動に基づく報告書である。なお、「妥当なる調整 (アコモデーション)」とは、たとえば肌を露出することを拒むムスリムの女生徒に、特別の体操着を許可して体育の授業への参加を促すというように、差異を尊重しつつ、当事者とホスト社会の双方が節度ある歩み寄りをしながら解決を図る試みを指す。

上述の諮問委員会の議長を社会学者の G. ブシャールと政治哲学者の C. テイラーが共同で務めたことから、報告書は『ブシャール=テイラー報告』とも呼ばれる。その内容は、論争の分析や「妥当なる調整」に関する実態調査と提言にとどまらず、「ライシテ (政教分離)」の形態も含め、多文化社会ケベックが進めるべき「インターカルチュラリズム」のあり方について問いかけるものであった。それらの内容とともに、当事者を含め多くの州民の意見を草の根的に吸い上げながら実施された実態調査の過程は、多文化社会における討議による合意形成や政策展開のための手続き論としても示唆深い。

しかしながら、これまで多文化社会としてのケベックの取り組みに関する社会、政治学的研究は、カナダ英語圏の多文化主義政策に比して圧倒的に少なかった。研究代表者は『ブシャール=テイラー報告』の概要版を一翻訳者として和訳する作業を通じ、ケベックのインターカルチュラリズムを理解する上で、この報告書の影響と、その後の動向を本格的に調査・研究することの意義と必要性を実感し、本研究を企画した。

2. 研究の目的

異文化に対する不安感や不寛容が 9.11 テロ事件を契機に増幅され、多文化主義が危険視されるような世界的趨勢のなかで、ケベックの事例から「インターカルチュラリズム」の課題と可能性を探ることにより、多文化社会研究に新たな視点を提示することを目指した。

3. 研究の方法

インターカルチュラリズムに関連する政策の動向、教育現場での取り組み、文化間交流を推進する活動等について、文献調査に加えてケベックでの現地調査を実施し、実態を把握することに努めた。現地調査では、州移民省の政策担当者や自治体の首長、政治家、研究者、活動家、一般の住民を対象に広く聞き取り調査を行った。また、教育に関しては、現地の教育関係者の協力を得て小学校を訪問し、授業の参与観察を行った。

4. 研究成果

(1) 『ブシャール=テイラー報告』の反響

同報告書は「インターカルチュラリズム」を、フランス語社会という枠組みの中で、多様性の尊重と、フランス系を核とする社会的紐帯の持続との間に、創造的な緊張関係を維持していくこと、と表現する。また、宗教を私的空間に閉じ込めることのない「開かれたライシテ」を擁護している。これらについて、ケベックで聞き取りを行った学者や専門家の多くが、概ね賛同した。少数ではあったが、公的空間での宗教的サインに制限を課すフランス的な「ライシテ」を好ましいとする意見もあった。他方で、同報告書に批判的な意見としては、理想論に過ぎず、移民が増え社会が多様化することに対する一般の人びとの不安感を軽視している、との指摘もあった。

なお、同報告書が州政府に対する最優先の勧告事項として筆頭に挙げた、インターカルチュラリズムの政策としての明確化と、「ライシテ」に関する白書の作成は実行されないまま政権が交代した。

(2) 『ブシャール=テイラー報告』後の政策——「ケベック価値憲章」案をめぐる

現地調査中の 2013 年 9 月、当時の P. マロワ・ケベック党政権は「ケベック価値憲章 (Charte des valeurs québécoises)」案を提起し、反対派、賛成派がともに街頭デモを行うなど、大きな論争を引き起こした。

最大の争点となったのは、勤務中の公務員に対して、イスラームのスカーフ等の目立つ宗教的サインの着用を禁止するというものである。これは、『ブシャール=テイラー報告』の「開かれたライシテ」という考え方を否定するものであった。同時にマイノリティによる「妥当なる調整」の要求に制限を課す狙い

もあり、これも同報告書が実態調査を踏まえて問題なしとした見解と異なっている。

C.テイラーやG.ブシャルは言うまでもなく、有識者の大半は、公務員に対する宗教的サイン着用の禁止がケベック州ないしはカナダ連邦の人権憲章に抵触するとして、同憲章案に反対した。その後11月に60号法案としてケベック州議会に上程されたが、翌2014年4月の州議会選挙において与党が敗北したために、事実上廃案となった。

結果的に成立しなかったとはいえ、州民のなかに同法案への一定の支持層が存在したことは看過できない。ここには、社会の多文化・多宗教状況に対する現状認識に関して、地方と都市部、フランス語系住民と英語系住民、ホスト社会と移民、という従来の亀裂に加えて、一般大衆と知識人との乖離が示されている。

移民の増加を懸念する人びとに向けて選挙対策として打ち出したとも言われる「ケベック価値憲章」の提案は、皮肉にもケベック党内の分裂をもたらし、また、少なからぬ党員を失うこととなった。さらには、宗教的マイノリティに対する差別的言動を助長してしまったことも看過できない。同憲章案からの政治的教訓は、決して小さくはなかったと思われる。

(3) 多様な宗教文化について学ぶ

教育におけるインターカルチュラリズムの実践に関して注目すべきは、宗教文化教育の取り組みである。ケベック州教育省は2008年に、それまでの道徳・キリスト教教育を廃止し、新たに「倫理・宗教文化 (*éthique et culture religieuse*: ECR)」科目を初等・中等教育課程の必修科目として導入した。これは、学校教育の脱宗教化と、社会の文化的多様化に対応したもので、『ブシャル=テイラー報告』でも実施への期待が言及された。その目的は「他者の承認」と「共通善の追求」にあり、倫理的問題への批判的省察と組み合わせながら、多様な宗教を文化として客観的に学習することが奨励される。

同科目授業の小学校での参与観察とそこで使用されていた教材から、以下の特徴と課題を挙げることができる。

宗教の教義や歴史を偏重するのではなく、祭りや人生の儀礼、食事などを取り上げながら、身近な生活文化という視点から理解できるよう工夫されている。宗教と科学の折り合いについては、たとえば天地創造は宗教的解釈と科学的説明の双方に言及される。多様性の尊重とともに、ケベック社会の共有すべき基本的な価値として、ライシテ(政教分離)、レイシズムや差別の禁止、表現の自由の保障などが強調されている。

特筆すべきは、「世界の六大宗教」として、キリスト教、ユダヤ教、イスラーム教、仏教、ヒンドゥー教に加えて、ケベック

州に住む諸先住民の精神世界や文化が「スピリチュアリティ」という区分で教えられていることである。多様な宗教文化とともに先住民の文化について、選択科目ではなく、初等・中等教育全般を通じた必須科目として体系的に学ぶ機会が提供されている例は、他の多文化社会でもほとんどないのではないだろうか。他方で、「スピリチュアリティ」という概念じたいに曖昧さがあり、非西洋的なものがその区分で安易に括られる傾向にある。参考教材は何種類かあるものの(統一された教科書は存在しない)、教える内容や教え方はかなりの程度教師個人の能力に依存していると思われる。本科目に関わる教員養成がどのように実施されているのかは、重要かつ興味深い課題である。

(4) 多文化的日常の最前線における草の根組織の活動

日常生活のレベルにおいて、様々な草の根的な民間組織が、多文化間の交流や移民、マイノリティの社会的包摂を推進するための活動を行っている。ある組織は、連邦や州政府の助成を受けながら、移民の雇用促進のための企業側への働きかけから、移民女性のエンパワーメントや多様な文化的背景を持つ高齢者間交流の推進まで、多彩な活動を手がけている。主宰者は北アフリカ出身の移民であり、スタッフの出身も多様である。

より特化した活動に専念する人びともいる。チュニジア出身のある活動家は、銀行勤務のかたわら、テロ事件やIS(イスラム国)の台頭などを背景に高まるイスラーム系住民への警戒感や差別を深刻な事態と捉え、ホスト社会に対して、穏健で「普通に」暮らすイスラーム系住民の存在を可視化し、相互の交流を図るための活動を最近開始した。

他方で、文化・芸術政策に力を入れているケベック州では多文化の活力が重視され、創造性の源泉として異文化間の遭遇と接触が奨励されている。移民出身の優れた芸術家も多数輩出されるようになり、文化芸術がインターカルチュラリズムを牽引する領域となっているといえる。また、文化団体によって各種の住民参加型の文化・芸術活動が企画され、移民や文化的マイノリティのエンパワーメントを図り、ホスト社会への包摂を促す場と契機を提供している。

(5) まとめ

インターカルチュラリズムをめぐるケベックの課題は、社会の多様化に対する人びとの不安感にどう応えていくのか、またそうした不安感が醸成する誤った偏見に基づくイスラームフォビアなどの排外主義をいかに克服していくのか、という点にあると思われる。これは他の多文化社会にも共有され得る課題である。それに対するケベックからの示唆は、ブシャル=テイラー委員会が実践した

ような様々な人びととの対話と公的討議、必修科目としての宗教文化教育の取り組み、住民主体の種々の文化間交流活動、とりわけマイノリティの側からの積極的な働きかけと参加、などから得ることができるだろう。敢えて言うならば、多文化社会における種々の問題の論争化や、それらに対する試行錯誤のプロセス自体が教訓と示唆に満ちている。

ケベックのインターカルチュラリズムはカナダの多文化主義と類似する点も少なくないが、無視できぬ大きな違いの一つは、マジョリティとマイノリティとの関係性にある。英語圏には概して多数派を構成する文化的マジョリティが不在であるのに対して、ケベックには強いマジョリティ文化が存在する。近年、欧州諸国でインターカルチュラリズムが注目されているのは、そのためでもある。圧倒的多数のマジョリティと複数のマイノリティから構成される日本社会においても、ケベックにおける論争と試行錯誤のプロセスは参考となり得るだろう。

(6) 今後の課題

2016年3月、ケベック州の移民・多様性・包摂省が公表した政策文書において、公式には初めてインターカルチュラリズムの推進が明示的に謳われたことは注目に値する。しかしながら、従来言われてきたことを慎重に記すにとどまっている観が拭えない。州政府がこれまで公式に成文化しなかったのは、非都市部への配慮からとする説もある。現に移民のほとんどいない地域も少なくなく、そこではモンリオールの多文化的な出来事は他人事に過ぎないと映るだろう。

ケベックのインターカルチュラリズムの特色は、その理念に限っていえば政府主導ではなく、学者や知識人たちが中心となって政府の文書や政策から読み解き、議論を重ねながら形を与えてきた側面が強い。そうしたプロセスに積極的に関与してきたのが、「承認の政治」を提唱し、世界的な多文化主義論争を先導してきたC.テイラーと、インターカルチュラリズム論の国際的な第一人者であるG.ブシャルという、ケベックが生んだ二大碩学である。彼らの哲学や思想は州政府の今後の政策展開にどのように反映され、具体的な形を成していくのだろうか。

「ケベック州」の政策としてのインターカルチュラリズムの本格化は、緒に就いたばかりであるといえる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

(1) 飯笹佐代子、日常におけるインターカルチュラリズム、ケベック研究、8巻、2016、15-17

(2) 飯笹佐代子、*Tabunka kyosei and the 'politics of translation'*、総合政策論集、15巻、2016、77-87

(3) 飯笹佐代子、ケベックのインターカルチュラリズム教育——多様な宗教文化について学ぶ、オセアニア教育研究、2015、22-36

(4) 飯笹佐代子、スケープゴート化される multiculturalism——多文化をめぐる新たな動向、カナダ教育研究、12巻、2014、51-55

(5) 飯笹佐代子、「ケベック価値憲章」をめぐる論争、ケベック研究、査読有、6巻、2014、30-50

〔学会発表〕(計5件)

(1) 飯笹佐代子、日常におけるインターカルチュラリズムの実践、日本ケベック学会シンポジウム、2015年10月3日、跡見学園女子大学

(2) 飯笹佐代子、*Tabunka kyosei and the 'politics of translation'*、Association for Asian Studies Conference、2015年6月23日、Academia Sinica, Taipei

(3) 飯笹佐代子、インターカルチュラリズムと教育、オセアニア教育学会・カナダ教育学会合同シンポジウム、2014年11月23日、桜美林大学(四谷キャンパス)

(4) 飯笹佐代子、論争の中の「ケベック価値憲章」、ケベック学会研究会、2013年12月21日、立教大学(池袋キャンパス)

(5) 飯笹佐代子、スケープゴート化される multiculturalism、カナダ教育学会シンポジウム、2013年12月15日、日仏会館(東京)

〔図書〕(計1件)

(1) 飯笹佐代子、「多文化共生」という無難な安全地帯、伊豫谷登土翁編『移動という経験——日本における「移民」研究の課題』、有信堂、2013、185-209

6. 研究組織

(1) 研究代表者

飯笹佐代子 (IIZASA SAYOKO)
東北文化学園大学・総合政策学部・教授
研究者番号：30534408